

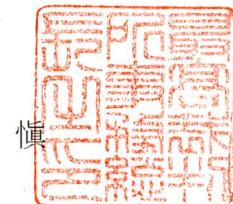
最高裁秘書第1874号

令和4年6月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



憲

司法行政文書開示通知書

5月31日付け（6月3日受付、第040199号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判所時報（令和4年6月1日号）（両面で5枚、片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

第1791号
令和4年6月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

1

(民事)

- 預託法（平成21年法律第49号による改正前のもの）違反及び景表法（平成26年法律第71号による改正前のもの）違反に係る調査の結果に関する情報が情報公開法（平成26年法律第67号による改正前のもの）5条6号イ所定の不開示情報に該当しないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和2年（行ヒ）第340号、第341号・令和4年5月17日 第三小法廷判決 一部破棄差戻し、一部棄却)

(刑事)

- 強制採尿令状の発付に違法があつても尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例

(令和3年（あ）第711号・令和4年4月28日 第一小法廷判決 破棄自判)

◎記事

8

- 叙位・叙勲（3月分、死亡者のみ）
- 人事異動（4月28日～5月17日）
- 司法修習終了者の裁判官への任命

◎最高裁判所規則

10

- 裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

◎法律等

10

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律
- 道路交通法の一部を改正する法律について



裁判例

民事

◎ 預託法（平成21年法律第49号による改正前のもの）違反及び景表法（平成26年法律第71号による改正前のもの）違反に係る調査の結果に関する情報が情報公開法（平成26年法律第67号による改正前のもの）5条6号イ所定の不開示情報に該当しないとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 行政文書不開示処分取消請求事件

最高裁判所令和2年（行ヒ） 第340号
第341号

令和4年5月17日 第三小法廷判決
一部破棄差戻し、一部棄却

上告人・附帯被上告人 国
被上告人・附帯上告人 X
原 審 東京高等裁判所

主 文

- 原判決中、次の部分を破棄する。
 - 上告人敗訴部分のうち、別紙目録記載3から11までの部分に関する部分
 - 被上告人敗訴部分のうち、別紙目録記載1及び2の部分に関する部分
- 前項の破棄部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 上告人のその余の上告を棄却する。
- 前項に関する上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、被上告人が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成26年法律第67号による改正前のもの。以下「情報公開法」という。）に基づき、消費者庁長官に対し、株式会社安愚楽牧場（旧商号は有限会社安愚楽共済牧場。以下「本件会社」という。）に関する行政文書の開示を請求したところ、これに該当する行政文書のうち別紙目録記載の部分等に記録された情報が情報公開法5条6号イ等所定の不開示情報に該当するとして、当該部分等を除いた一部を開示する旨等の各決定（以下「本件各決定」という。）を受けたため、本件各決定のうち別紙目録記載の部分

等に関する部分の取消しを求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 消費者庁は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下、特に断らない限り、平成21年法律第49号による改正の前後を通じて「預託法」という。）の規定による預託者（同法2条4項に規定する預託者をいう。以下同じ。）の利益の保護に関する事務、不当景品類及び不当表示防止法（平成26年法律第71号による改正前のもの。以下「景表法」という。）に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務等をつかさどるものとされ、これらの事務のうち、預託法に係るものは同庁取引対策課の所掌事務とされ、景表法に係るものは同庁表示対策課の所掌事務とされている（平成25年法律第70号による改正前の消費者庁及び消費者委員会設置法4条11号、14号、平成27年政令第68号による改正前の消費者庁組織令11条7号、12条2号）。

イ(ア) 平成21年法律第49号による改正後の預託法3条～6条は、預託等取引業者（預託法2条2項に規定する預託等取引業者をいう。以下同じ。）は、預託等取引契約（上記改正後の預託法2条1項に規定する預託等取引契約をいう。）の締結の勧誘等をするときは、不実のことを告げる行為等をしてはならない旨、当該預託等取引業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、所定の事業所に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければならない旨等を規定する。そして、同法7条1項は、内閣総理大臣は、預託等取引業者が同法3条～6条の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、当該預託等取引業者に対し、業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること（以下「業務停止命令」という。）等ができる旨を規定し、同法10条1項は、内閣総理大臣は、同法の施行のために必要があると認めるときは、預託等取引業者に対し報告をさせ、又はその職員に、預託等取引業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること等ができる旨を規定する。なお、上記の業務停止命令等を行う権限は、内閣総理大臣から消費者庁長官に委任されている（同法13条の2）。

(イ) 上記改正前の預託法の下では、主務大臣が上記の業務停止命令等を行うものとされていたが、他に、上記アの各規定について、上記改正の前後を通じ、その実質に差異はない。

ウ 景表法4条1項は、事業者（商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の取引について、同項各号

に該当する表示をしてはならない旨を規定する。そして、同法6条は、内閣総理大臣は、同法4条1項の規定等に違反する行為があるときは、当該事業者等に対し、その行為の差止め等を命ずること（以下「措置命令」という。）ができる旨を規定し、同法9条1項は、内閣総理大臣は、措置命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者等に対し、その業務若しくは財産に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨を規定する。なお、上記の措置命令等を行う権限は、内閣総理大臣から消費者庁長官に委任されている（同法12条1項）。

(2)ア 本件会社は、大要、繁殖牛を販売した上、その買主からその飼養を受託して繁殖した子牛を買い取り、買主に利益金を年1回支払いながら所定の期間経過後に買主から繁殖牛を買い戻すという仕組みによる和牛の預託商法を行っていた（以下、この商法に係る契約を「本件契約」という。）。

イ 農林水産大臣は、上記(1)イ(イ)の主務大臣として、平成21年1月、農林水産省（以下「農水省」という。）職員に、本件会社の事業所への立入検査をさせた。

農水省は、同年3月、本件会社に対し、上記立入検査の結果に基づいて、財務諸表等を適切に作成し、かつ、その結果を定期的に報告するよう指示した。

ウ 本件会社は、平成23年8月1日、本件契約に係る全預託者に対して支払停止の通知書を一斉に送付し、同月9日、再生手続開始の申立てをした。

エ 消費者庁長官は、平成23年11月30日、本件会社に対し、景表法6条に基づき、本件契約の内容についての雑誌広告における表示が同法に違反するものである旨を一般消費者へ周知徹底することを命ずる措置命令を行った。

(3)ア 被上告人は、平成23年9月14日、情報公開法に基づき、消費者庁長官に対し、本件会社に関する行政文書の開示を請求し、その後、開示請求に係る行政文書を農水省、消費者庁取引対策課又は同庁表示対策課が作成し、又は入手した本件会社に関する行政文書等に補正した。

イ 消費者庁長官は、平成23年12月22日までに、上記補正後の行政文書に該当するもの一部を開示する旨等の各決定をしたが、被上告人の異議申立てを受けて、上記各決定を全部取り消した上で、別紙目録記載の部分等に記録された情報が情報公開法5条6号イ等所定の不開示情報に該当するとして、当該部分等を除いた一部を開示する旨等の平成25年8月8日付け消取引第609号、同日付け消取引第610号及

び同月19日付け消表対第364号の各決定（本件各決定）をした。

(4)ア 別紙目録記載1及び2の部分に係る各文書は、いずれも、本件会社が再生手続開始の申立てをした後に、消費者庁取引対策課等が本件会社に対して預託法上とり得る措置を検討するために作成したものである。

このうち同目録記載1の部分に係る文書は、同課が本件会社の会計処理に関する同法上の確認事項をまとめたものであり、同部分は、「第1」及び「第2」の2項目で構成され、「第1」には、「安愚樂牧場の預託商法」と題する項目の下に、本件契約のコースごとの説明及び同法上の解釈が記載され、「第2」には、「確認したい事項」と題する項目の下に、本件契約のうち特定のコースに係るものを念頭に置いて、関係者の思考過程、今後の検討事項等が記載されている。

また、同目録記載2の部分に係る文書は、同課課長らが同庁審議官に宛てて本件会社の牛の市場価格と預託商法における商品価格とのかい離についてまとめたものであり、同部分には、情報を入手した方法、上記かい離についての考え方、その具体例、牛の市場相場の一般論が記載されている。

イ 別紙目録記載3、4、6、8及び9の部分に係る各文書は、いずれも、農水省職員が本件会社に対する預託法違反に係る調査の過程において事業所への立入検査又はその後の追加調査の結果をまとめたものであり、同部分には、上記立入検査等の結果が記載されている。

同目録記載5の部分に係る文書は、本件会社が上記立入検査後に任意に提出した「資料等の提出について」と題する文書（1枚目）及び「要求資料等について（回答）」と題する文書（2、3枚目）から成り、各頁には、農水省職員が手書きで書き込んだメモがある。

同目録記載7の部分に係る文書は、農水省職員が上記立入検査等により得た資料を基に作成した資料である。

同目録記載10の部分に係る文書は、農水省職員が本件会社による上記(2)イの指示に基づく定期的な報告についてまとめたものであり、同部分には、上記報告の内容が記載されている。

ウ 別紙目録記載11の部分に係る文書は、消費者庁表示対策課職員が上記(2)エの措置命令に先立って本件会社の当時の代理人弁護士及び担当者から必要な事項を聴取した際のやり取りについて同庁内部で共有するために作成した文書であり、同部分には、上記やり取りの概要が記載されている。

第2 上告代理人武笠圭志ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次

のとおり判断して、本件各決定のうち別紙目録記載3から11までの部分に関する部分の取消請求を認容した。

預託法違反及び景表法違反に係る調査（以下「預託法等違反に係る調査」という。）の結果の内容やその報告等の客観的な事実に関する情報は、これが開示されることにより、将来の調査に備えてあらかじめ資料の隠蔽又は改ざんがされ、監督機関がする検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があるとはいえないから、情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当しないと解すべきであるところ、同目録記載3から11までの部分に記録されている情報は、預託法等違反に係る調査の結果に関するものであるから、同号イ所定の不開示情報に該当しない。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

消費者庁は、預託法及び景表法（以下、併せて「預託法等」という。）に関する事務をつかさどるところ、預託法等は、預託者又は一般消費者の利益の保護を図ることを目的として（預託法1条、景表法1条）、預託等取引業者又は事業者（以下、併せて「預託等取引業者等」という。）の一定の行為の制限及び禁止等を規定するとともに、消費者庁長官等は、上記の規定に違反する行為がある預託等取引業者等に対して業務停止命令等の行政処分をすることができる旨を規定する。預託法等違反に係る調査は、預託等取引業者等が上記行為をしたか否か、それをしたとして預託法等に基づく行政処分をするか否か、行政処分をする場合にいかなる行政処分を選択するかなどの預託法等の執行に係る判断の前提となる事実を把握する目的で行うものであって、これに係る事務を迅速かつ適正に遂行することは、上記の制限等に係る規定の実効性を担保し、もって上記の預託法等の目的を達成し、消費者庁の事務を遂行するために必要不可欠なものであるといえる。

他方、このような預託法等違反に係る調査の位置付け等からすれば、預託法等の規制の潜脱を図ろうとするような預託等取引業者等においては、消費者庁長官等が上記判断をするに当たり、いかなる事実関係をいかなる手法により調査を行い、調査により把握した事実関係のうちいかなる点を重視するかなどの着眼点や手法等に高度の関心を寄せ、他の預託等取引業者等に対する調査に係る情報の積極的な収集、分析等を試み、上記着眼点や手法等を推知した上で、将来の調査の実効性を失わせるためその対象となり得る資料等を隠蔽し、又は改ざんすることなどがあり得るものといえる。

預託法等違反に係る調査の結果に関する情報は、それが客観的な事実に関するものである場合には、必ずしも上記着眼点等自体を直接的な内容とするものであ

るとはいえない。もっとも、預託法等違反に係る調査の担当者が調査の過程において調査の結果をまとめた報告書等の行政文書に記録された上記情報の内容には前記の調査目的が反映されていると考えられるから、これが開示された場合、預託法等の規制の潜脱を図ろうとするような預託等取引業者等において、当該行政文書に調査に係る事実関係のうちいかなるものに重点が置かれて記載されているかなどを分析することにより、上記着眼点や手法等を推知し得る場合があることは否定できない。そうすると、預託法等違反に係る調査の結果に関する情報については、それが客観的な事実に関するものであったとしても、当該情報を公にすることにより、将来の調査に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるといえる場合があり得るというべきである。

したがって、上記の観点から審理を尽くすことなく、別紙目録記載3から11までの部分に記録されている情報について、当該情報が預託法等違反に係る調査の結果に関するものであることから直ちに情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当しないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。この点に関する論旨は理由がある。

第3 附帯上告代理人紀藤正樹ほかの附帯上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 原審は、前記事実関係等の下において、別紙目録記載1及び2の部分に記録されている情報につき、それぞれ一体的に情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当すると判断して、本件各決定のうち同部分に関する部分の取消請求を棄却すべきものとした。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

別紙目録記載1の部分は、「第1」と「第2」の2項目で構成されており、「第1」には、「安愚楽牧場の預託商法」と題する項目の下に、消費者庁取引対策課が把握した本件契約の内容に関する事実関係及びそれに関する法令解釈が記載され、「第2」には、「確認したい事項」と題する項目の下に、同課において預託法の執行に向けて今後確認を要する事項等が記載されているというのであり、各項目に異なる情報が記録されていることがうかがわれる。

また、同目録記載2の部分には、情報を入手した方法、本件会社の牛の市場価格と預託商法における商品価格とのかい離についての考え方、その具体例、牛の市場相場の一般論が記載されているところ、これらの記載内容の相互の関係や同部分の構成等は明らかでない。

ところが、原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、同目録記載1及び2の部分に記録されている情報について、それぞれ一体的に情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当するか否かを判断したのであり、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由がある。

第4 結論

以上によれば、原判決中、別紙目録記載の部分に関する部分は破棄を免れず、それぞれ説示したところに従って、同目録記載の部分に記録されている情報が情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当するか否か等につき更に審理を尽くさせるため、上記の破棄部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。なお、上告人のその余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官宇賀克也の補足意見がある。

裁判官宇賀克也の補足意見

私は、法廷意見に賛成するものであるが、補足して意見を述べておきたい。

1 上告受理申立てについて

行政調査の結果、最終的に不利益処分や行政指導に至った場合、当該不利益処分及び行政指導の内容並びにその原因となる事実を公表することは、そこから調査の着眼点が間接的に推知される場合があったとしても、行政の透明性の確保や説明責任の履行の観点から望ましいことであり、実際、消費者庁は、不利益処分及び行政指導の内容並びにその原因となる事実をウェブサイトで公表している。また、消費者庁は、運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するためとして、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針－不実証広告規制に関する指針－」を公表しているところ、このような指針を公表することにより、調査の着眼点がある程度明らかになり得るとしても、運用の透明性や事業者の予見可能性の確保の観点から、公表することが望ましい場合もあるといえる。法廷意見も、「監査、検査…に係る事務」に関する情報であれば、情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性が推認されるという立場に立つものではもとよりない。しかし、行政調査の過程において作成し、又は入手した情報の中には、脱法的行為を防止するために不開示にせざるを得ない機微な情報が含まれ得ることは否めない。そして、客観的な事実に関する情報は、一般的には、かかる機微な情報に当たるということはできないとしても、客観的な事実に関する情報から、かかる機微な情報を推知し得る場合があり得ることは否定で

きない。このような観点から、客観的な事実に関する情報についても、個別に情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性を判断すべきであると考える。

2 附帯上告受理申立てについて

情報公開法6条が、個人に関する情報についてのみ、その2項で特別の部分開示規定を設けたのは、同法5条1号が、いわゆるプライバシー情報型ではなく、特定個人識別情報型を採用し、個人に関する情報については、特定の個人が識別されることという事項的基準のみで不開示情報を定めているため（ただし、同号イ～ハの例外的開示事由はある。）、その全体を一律に不開示とすると、個人の権利利益の保護の必要性を超えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがあるからである。これに対して、その他の不開示情報（平成28年法律第51号により追加された同条1号の2を除く。）については、いずれも、事項的基準に加えて、「おそれ」という定性的基準を組み合わせることにより、不開示情報の範囲が必要以上に広がらないように配慮されているので、情報公開法6条2項のような特別の部分開示規定を設ける必要ないと判断されたのである。したがって、情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性を判断するに当たっては、「監査、検査…に係る事務」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無があるのはどの部分かを吟味する必要があり、異なる内容の複数の情報については個別にその情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性を吟味しなければ、不開示とする範囲が必要以上に広がってしまうおそれがある。しかし、原審では、このような観点からの審理を尽くすことなく、別紙目録記載1及び2の部分に記録されている情報について、それぞれ一体的に情報公開法5条6号イに該当すると判断しており、審理が尽くされていないといわざるを得ない。

（裁判長裁判官 宇賀克也 裁判官 戸倉三郎 裁判官 林 道晴 裁判官 長嶺安政 裁判官 渡邊惠理子）

（別紙）

目 錄

- 1 第1審判決別紙3-1記載の609号文書70記載1の内容の文書のうち、本文
- 2 第1審判決別紙3-1記載の609号文書73記載1の内容の文書のうち、本文（同記載2の部分中、同記載3の部分を除く。）
- 3 第1審判決別紙3-2記載の610号文書46記載1の内容の文書のうち、本文の「1 概要」の「(3)」の記載部分
- 4 第1審判決別紙3-2記載の610号文書52記載1の内容の文書のうち、本文（同記載2の部

分中、同記載3の部分を除く。)

- 5 第1審判決別紙3-2記載の610号文書72
記載1の内容の文書のうち、1枚目の本文及び各
頁の所々にされた手書きの書き込みメモの記載部
分
- 6 第1審判決別紙3-2記載の610号文書13
9記載1の内容の文書のうち、3~6枚目（それ
ぞれ①標題、調査日時及び調査場所の各記載部分
並びに②同記載2の部分中、同記載3の部分を除
く。）
- 7 第1審判決別紙3-2記載の610号文書14
0記載1の内容の文書のうち、10枚目及び12
枚目（いずれも全部。同記載2の部分中、同記載
3の部分を除く。）
- 8 第1審判決別紙3-2記載の610号文書16
8記載1の内容の文書のうち、本文の「1 概要」
の記載部分
- 9 第1審判決別紙3-2記載の610号文書18
0記載1の内容の文書のうち、本文の「1 概要」
の記載部分
- 10 第1審判決別紙3-2記載の610号文書22
5記載1の内容の文書（①標題、定期報告の年月
日及び時刻、定期報告が行われた場所及び農林水
産省の担当者の所属及び役職の各記載部分並びに
②同記載2の部分中、同記載3の部分を除く。）
- 11 第1審判決別紙3-3記載の364号文書5記
載1の内容の文書のうち、「聴取を行った際のや
り取りの概要」の記載部分（①聴取を行った年月
日（元号）及び時刻、聴取を行った消費者庁表示
対策課の職員の役職及び株式会社安愚楽牧場の住
所、電話番号及びファックス番号の各記載部分並
びに②同記載2の部分中、同記載3の部分を除く。）

刑事

◎ 強制採尿令状の発付に違法があつても尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例

件名 覚醒剤取締法違反被告事件

最高裁判所令和3年(あ)第711号

令和4年4月28日 第一小法廷判決 破棄自判

被告人 日高和雄

原審 福岡高等裁判所

主文

原判決を破棄する。

本件控訴を棄却する。

原審における未決勾留日数中70日を本刑に算入する。

理由

検察官の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであつて、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、所論に鑑み、職権をもつて調査すると、原判決は、刑訴法411条1号により破棄を免れない。その理由は、以下のとおりである。

1 原判決の認定及び記録によれば、本件の捜査の経過は、次のとおりである。

(1) 警察官らは、令和元年7月26日に別件大麻取締法違反で現行犯逮捕した者(以下「参考人」という。)の尿から覚醒剤が検出されたことから、覚醒剤の入手先について参考人を取り調べ、「被告人から何度も覚醒剤を買った。」旨の供述を得るとともに、被告人に覚醒剤事犯の多数の犯歴があること(被告人は覚醒剤取締法違反の前科7犯を有し、平成16年以降の前科は覚醒剤自己使用の罪又はこれを含む罪による4犯であつて、平成30年12月に最終前科による服役を終えていた。)を確認するなどした。

(2) A警部は、令和元年10月15日、福岡簡易裁判所裁判官に対し、被告人について、覚醒剤の譲渡を被疑事実とする被告人等の捜索差押許可状及び覚醒剤の自己使用を被疑事実とする被告人の尿を採取するための捜索差押許可状(以下「本件強制採尿令状」ともいう。)を請求したが、これに先立ち、警察官が被告人に接触するなどしたことはなかった。本件強制採尿令状請求書記載の犯罪事実(以下「本件犯罪事実」という。)の要旨は、「被疑者は、令和元年10月上旬頃から同月15日までの間、福岡県内又はその周辺

において、覚醒剤若干量を自己の身体に摂取し、もつて覚醒剤を使用したものである。」というものであつた。A警部は、本件強制採尿令状請求の疎明資料である捜査報告書に、「被疑者の過去の採尿状況」として、平成20年から平成31年4月までの間、4回任意採尿を拒否して強制採尿を実施し、うち2回は鑑定の結果覚醒剤の含有が認められ、そのうち1回は任意採尿を拒否した後逃走し、令状の再請求後に強制採尿を行つたこと、「強制捜査の必要性」として、被疑者は過去に任意で尿を提出したことではなく、捜査時警察官に対し、「令状がないと応じない」旨の言動を繰り返しているため、警察官の説得に応ずる可能性は極めて低いものと認められ、過去に強制採尿令状の請求準備中に逃走したことがあるので、同令状の取得が必要不可欠であること、覚醒剤の「味見」をしなければ密売人として活動できないことから、被疑者が自己使用している蓋然性が高いことなどを記載した。また、A警部は、平成27年と平成31年に被告人に対して任意採尿の説得をした際に作成された捜査報告書も疎明資料として添付した。

同裁判所裁判官(以下「令状担当裁判官」という。)は、令和元年10月15日、上記各許可状を発付した。

(3) B警部補らは、同月16日、被告人方に行き、被告人等の捜索差押許可状を執行したが、その際、被告人は痩せて頬がこけており、会話はできるがそれつが回らない状態で、立ち上がるときふらふらしていた。B警部補は、この様子を見て覚醒剤使用を疑い、被告人に対して尿を任意提出するよう求めたが、被告人はこれを拒否した。その後も、B警部補は、被告人に対して尿の任意提出を求め、これを促すなどしたが、被告人がいずれも拒否したことから、本件強制採尿令状を執行した。B警部補は、被告人に対して被告人方で尿を出してほしい旨伝え、しばらく待ったものの、被告人が排尿しなかったため、同令状記載の医院に被告人を連行し、同医院内のトイレで被告人に採尿容器を渡して自然排尿を促したが、被告人が不正な行為をするような様子が見られたことから、自然排尿を打ち切り、その後、医師によりカテーテルを用いた採尿が行われた。採取した尿を鑑定したところ、覚醒剤の含有が認められた。

2 第1審裁判所は、前記の事実関係を前提として、被告人の尿に関する捜索差押調書、鑑定嘱託書謄本及び鑑定書(以下「本件鑑定書等」という。)の証拠能力を認め、覚醒剤自己使用の事実について被告人を有罪とした。

これに対し、被告人が控訴し、訴訟手続の法令違反と量刑不当を主張したところ、原判決は、本件鑑定書等の証拠能力は認められないとして、訴訟手続の法令

違反の控訴趣意をいれ、第1審判決を破棄し、被告人に対して無罪を言い渡した。その理由の要旨は、次のとおりである。

本件犯罪事実について、強制採尿令状を発付するに足りる嫌疑があったとは到底認められず、最終的手段としての強制採尿の必要性の点でも、本件強制採尿令状の発付は要件を欠いた違法なものであり、同令状の執行としての強制採尿手続も違法である。本件強制採尿令状の法規範からの逸脱は甚だしく、上記各要件の重要な性に照らせば、この違法は深刻なものである。本件では、捜査機関によるずさんな、また、不当に要件を緩和した令状請求に令状担当裁判官のずさんな審査が加わって、事前の司法的抑制がなされずに令状主義が実質的に機能しなかったのであり、こうした本件一連の手続を全体としてみると、その違法は令状主義の精神を没却するような重大なものである。そして、本件鑑定書等を証拠として許容することは、本件のような違法な令状が請求、発付されて、違法な強制採尿が行われることを抑止する見地からも相当でないと認められる。

3 しかしながら、原判決の上記判断は是認することができない。その理由は、以下のとおりである。

(1) 被疑者の体内からカテーテルを用いて強制的に尿を採取することは、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められる場合には、最終的手段として、適切な法律上の手続を経て、被疑者の身体の安全と人格の保護のための十分な配慮の下にこれを行ふことが許されると解するのが相当である（最高裁昭和54年（あ）第429号同55年10月23日第一小法廷決定・刑集34巻5号300頁参照）。

(2) 本件においては、前記1(1)のような参考人の供述内容と被告人の犯歴等を併せ考えても、本件強制採尿令状発付の時点において、本件犯罪事実について同令状を発付するに足りる嫌疑があったとは認められないとした原判断が不合理であるとはいえない。また、前記1(2)のような被告人の過去の採尿状況に照らすと、被告人が本件当時も任意採尿を拒否する可能性が高いと推測されるものの、原判決も説示するとおり、同令状請求に先立って警察官が被告人に対して任意採尿の説得をしたなどの事情はないから、同令状発付の時点において、被告人からの任意の尿の提出が期待できない状況にあり適当な代替手段が存在しなかつたとはいえない。したがって、同令状は、被告人に対して強制採尿を実施することが「犯罪の捜査上真にやむを得ない」場合とは認められないのに発付されたものであつて、その発付は違法であり、警察官らが同令状に基づ

いて被告人に対する強制採尿を実施した行為も違法といわざるを得ない。

(3) しかしながら、警察官らは、本件犯罪事実の嫌疑があり被告人に対する強制採尿の実施が必要不可欠であると判断した根拠等についてありのままを記載した疎明資料を提出して本件強制採尿令状を請求し、令状担当裁判官の審査を経て発付された適式の同令状に基づき、被告人に対する強制採尿を実施したものであり、同令状の執行手続自体に違法な点はない。上記(2)のとおり、同令状発付の時点において、嫌疑の存在や適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、被告人に対する強制採尿を実施することが「犯罪の捜査上真にやむを得ない」場合であるとは認められないとはいえる。この点について、疎明資料において、合理的根拠が欠如していることが客観的に明らかであったというものではない。また、警察官らは、前記1(3)のような態度等を示した被告人に対して、直ちに同令状を執行して強制採尿を実施することなく、尿を任意に提出するよう繰り返し促すなどしており、被告人の身体の安全や人格の保護に対する一定の配慮をしていたものといえる。そして、以上のような状況に照らすと、警察官らに令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったともいえない。

これらの事情を総合すると、本件強制採尿手続の違法の程度はいまだ令状主義の精神を没却するような重大なものとはいはず、本件鑑定書等を証拠として許容することが、違法捜査抑制の見地から相当でないと認められないから、本件鑑定書等の証拠能力は、これを肯定することができると解するものが相当である。

そうすると、本件鑑定書等の証拠能力を否定した原判決は、法令の解釈適用を誤った違法があり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。

よって、刑訴法411条1号により原判決を破棄することとし、以上の検討によれば、本件鑑定書等の証拠能力を肯定した第1審判決の判断は、その結論において是認することができ、また、訴訟記録に基づいて検討すると、第1審判決は、被告人を懲役3年2月に処した量刑判断を含め、これを維持するのが相当であり、被告人の控訴は理由がないから、同法413条ただし書、414条、396条によりこれを棄却し、原審における未決勾留日数の算入につき刑法21条、当審及び原審における訴訟費用につき刑訴法181条1項ただし書を適用することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官山内由光 公判出席

(裁判長裁判官 山口 厚 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹)

記事

◎叙位・叙勲 (3月分、死亡者のみ)

正七位・瑞宝双光章

元鳥取検察審査会事務局長

田中正人

(3月4日)

正五位・瑞宝双光章

元最高裁判所裁判所書記官

関口博一

(3月7日)

従六位・瑞宝双光章

元松山地方裁判所宇和島支部庶務課長

三輪田元方

(3月10日)

正五位

元日本弁護士連合会副会長

城口順二

(3月11日)

従五位

元日本弁護士連合会副会長

植松繁一

(3月21日)

従五位

元長野家庭裁判所首席家庭裁判所調査

渡邊 縢

(3月30日)

従四位

元出雲簡易裁判所判事

山中章一

(3月31日)

◎人事異動

仙台高等裁判所判事

竹下 慶

依願退官

仙台高等裁判所判事

畠 一郎

(以上4月28日)

定年退官

東京簡易裁判所判事

高野俊晴

(5月5日)

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

菅野正二朗

依願退官

東京地方・家庭裁判所立川支部判事

今岡 健

(以上5月6日)

東京家庭裁判所判事補

岡田 彩

(5月16日)

定年退官

大阪簡易裁判所判事

中山一馬

(5月17日)

◎司法修習終了者の裁判官への任命

東京地方裁判所判事補

池口弘樹

同

上田文和

同

遠藤 優

同

海崎新一朗

同

鍵谷蒼空

同

川口 碧

同

川本涼平

同

北岡憧子

同

北澤 陸

同

紅林颯馬

同

高岡遼大

同

滝口麻理奈

同

竹内瑞希

同

野杺 葵

同

原 健志

同

門野亜美

同

柴田拓真

同

六郷和紀

同

岡 春奈

同

脊戸紗希

同

松井智弘

同

丸山智大

同

横井信昭

同

岸本若菜

同

沢田優乃

同

丹治雅文

同

田島敬太

同

岡部紗奈子

同

岡部拓也

同

横山真優

同

池田弘毅

同

伊藤佳子

同

加藤雄大

同

北岡佑太

同

豊田高史

同

枚田雅樹

同

武藤 遼

同

大野友己

同

長船 源

同

熊野結衣子

同

加藤明日美

同

関根隆朗

同

矢島佑一

同

松倉梨香

同

森谷拓朗

名古屋地方裁判所判事補
同
富山地方裁判所判事補
広島地方裁判所判事補
同
山口地方裁判所判事補
鳥取地方裁判所判事補
松江地方裁判所判事補
福岡地方裁判所判事補
同
同
佐賀地方裁判所判事補
大分地方裁判所判事補
長崎地方裁判所判事補
熊本地方裁判所判事補
鹿児島地方裁判所判事補
宮崎地方裁判所判事補
仙台地方裁判所判事補
福島地方裁判所判事補
山形地方裁判所判事補
青森地方裁判所判事補
札幌地方裁判所判事補
同
函館地方裁判所判事補
旭川地方裁判所判事補
徳島地方裁判所判事補
高知地方裁判所判事補
松山地方裁判所判事補

田中彩友美
橋本泰一
染井明希子
高田 優
森谷謙太
阿部慎也
青戸大悟
西野入傑
豊田祐介
林 翔平
星野 徹
名倉 亨
山西健太
吉澤 孝
新田紗紀
赤坂誠悟
山本紗恵子
東影将希
渡邊小百合
長崎壯汰
鈴木祥平
斎藤由里阿
滝島秀輝
広岡将希
杉原直幸
佐藤由梨花
野澤尚純
森本和真

(以上 5月 17日)

最高裁判所規則

◎裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

(令和4年5月13日公布 最高裁判所規則第12号)

裁判官の報酬等に関する規則(平成二十九年最高裁判所規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第七条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる裁判官の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得たとあるのは、「検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める」とする。

判官の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

(令和4年4月22日公布 法律第三〇号)

法律の内容は、配信済みの法律案のとおりである。また、その主な内容は、本誌第一七八五号(三月一日付け、一一ページ)に掲載されたとおりである。

六十七・五分の十

三 報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表

易裁判所判事の項五号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百七・五分の四

標記の法律(令和4年法律第三〇号)が、令和4年4月27日に公布されました。この法律は、附則

四 報酬法別表判事補の項五号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表

簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百二十七・五分の十五

令和3年12月に検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)その他の最高裁判所の定める法令の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、

同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる裁判官の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「検

察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める」とす

る。

この法律は、最近における道路交通をめぐる情勢

等に鑑み、特定自動運行に係る許可制度を創設する

とともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型

小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情

報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等

を行なうものです。

(法文及び新旧対照条文は、令和4年5月17日付

け最高裁判三第二八〇号で通知したとおりです。)

法 律 等

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

第一条の規定により、同条各号に規定するものを除

き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内に

おいて政令で定める日から施行されます。また、同

条第一号に掲げる規定は公布の日から、同条第二号に掲げる規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、同条第三号

に掲げる規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、同条第四号

に掲げる規定は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

この法律は、最近における道路交通をめぐる情勢

等に鑑み、特定自動運行に係る許可制度を創設する

とともに、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型

小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情

報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等

を行なうものです。

(法文及び新旧対照条文は、令和4年5月17日付

け最高裁判三第二八〇号で通知したとおりです。)